

就労定着支援

令和6年4月報酬単価

就労定着率 1月につき

就労定着支援	9割5分以上	3,512 単位
サービス費	9割以上9割5分未満	3,348 単位
	8割以上9割未満	2,768 単位
	7割以上8割未満	2,234 単位
	5割以上7割未満	1,690 単位
	3割以上5割未満	1,433 単位
	3割未満	1,074 単位

令和4年10月報酬単価

就労定着率 1月につき

就労定着支援	定員20人以下	9割5分以上	3,449 単位
		9割以上9割5分未満	3,285 単位
サービス費		8割以上9割未満	2,710 単位
		7割以上8割未満	2,176 単位
		5割以上7割未満	1,642 単位
		3割以上5割未満	1,395 単位
		3割未満	1,046 単位
	定員21人以上40人以下	9割5分以上	2,759 単位
		9割以上9割5分未満	2,628 単位
		8割以上9割未満	2,168 単位
		7割以上8割未満	1,741 単位
		5割以上7割未満	1,314 単位
		3割以上5割未満	1,117 単位
		3割未満	837 単位
	定員41人以上	9割5分以上	2,587 単位
		9割以上9割5分未満	2,463 単位
		8割以上9割未満	2,032 単位
		7割以上8割未満	1,632 単位
		5割以上7割未満	1,232 単位
		3割以上5割未満	1,047 単位
		3割未満	785 単位

就労定着支援

令和6年4月報酬単価

従業員欠如減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
サービス管理責任者欠如減算		
減算が適用される月から4月目まで	70 %	
5月以上連続して減算の場合	50 %	
就労定着支援未計画減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
支援体制構築未実施減算	90 %	新設
虐待防止措置未実施減算	99 %	新設
業務継続計画未策定減算	99 %	新設
※令和7年4月1日から適用		
情報公表未報告減算	95 %	新設
特別地域加算	240 単位	
地域連携会議実施加算(Ⅰ)	579 単位	新設
地域連携会議実施加算(Ⅱ)	405 単位	新設
※(Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする		
初期加算	900 単位	
就労定着実績体制加算	300 単位	
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	120 単位	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	6.4 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	4.7 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	2.6 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	1.7 %	
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1.3 %	
※令和6年5月31日まで算定可能		

令和4年10月報酬単価

従業員欠如減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
サービス管理責任者欠如減算	
減算が適用される月から4月目まで	70 %
5月以上連続して減算の場合	50 %
就労定着支援未計画減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
特別地域加算	240 単位
定着支援連携促進加算	579 単位
初期加算	900 単位
就労定着実績体制加算	300 単位
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	120 単位
利用者負担上限額管理加算	150 単位

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	10.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	0.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	8.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	6.9 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	9.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	8.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	0.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	0.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	7.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	0.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	6.5 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	7.3 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	0.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	5.2 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	5.6 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	0.0 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	4.8 %	新設
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	3.5 %	新設

※令和6年6月1日から算定可能

※(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能